

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成24年6月21日(2012.6.21)

【公開番号】特開2011-51471(P2011-51471A)

【公開日】平成23年3月17日(2011.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2011-011

【出願番号】特願2009-202107(P2009-202107)

【国際特許分類】

B 6 1 B 1/02 (2006.01)

E 0 1 F 1/00 (2006.01)

【F I】

B 6 1 B 1/02

E 0 1 F 1/00

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月1日(2012.5.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

図5は、天井のあるプラットホームに上側ガイドレール5を設置する場合であって、天井スラブを利用して上側ガイドレール5を支持している。天井のあるプラットホームとしては、典型的には、地下のプラットホームが挙げられる。より具体的に説明する。プラットホーム1の上方には天井部11が形成されている。天井部11の軌道側の端面には下地枠体12が設けられ、下地枠体12の下端に上側ガイドレール5'が形成されている。可動戸袋3の傾斜状の上面33の軌道から離隔する側(ホーム側A)にはバー6の下端が固定されており、支持バー6は可動戸袋3の上面33のホーム側A(第1面部30側)から上方に立ち上がり状に延出すると共に、上方部位が軌道側Bに湾曲する湾曲部6Bとなっており、湾曲部6Aの上端に設けた回転ローラ60'が上側ガイドレール5'に転動可能に支持されている。天井部11の具体的な構成に応じて、支持構造(下地枠体12)や支持バーの形状・寸法等が適宜変更され得ることは当業者に理解される。